小郡市国民健康保険証に臓器提供意思表示欄を設けています

臓器移植とは、重い病気や事故などにより臓器の機能が低下し、移植でしか治療できない方と死後に臓器を提供してもいいという方を結ぶ医療です。小郡市では、すべての命を大切にする視点から、少しでも多くの方が臓器提供の意思表示にご協力いただけるよう、国民健康保険の保険証に臓器提供意思表示欄を設けています。

記入にあたっての注意事項

1　臓器提供意思表示欄の記入は任意です。記入を義務づけるものではありません。または、しなかったことで、受けられる医療の内容に違いはありません。
2　臓器提供意思表示欄の記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし、15 歳以上の方が記入した場合に限ります。（臓器を提供する意思表示は、15 歳以上が有効ですが、実際の提供については本人の拒否の意思が無ければ、15 歳以下でも家族の承諾があれば提供が可能です）
3　臓器提供意思表示欄の記入は、ボールペンで記入してください。
4　臓器提供意思表示欄を記入した後であっても、いつでも臓器提供への意思を変更することができます。その場合は、二重線で消してから、あらためて変更後の意思を記入してください。

記入方法

■国民健康保険証に記載されている「臓器提供意思表示欄」

臓器提供意思表示欄は下記のどちらの様式でも使用できます。

○世帯証（平成 23 年度当初に郵送でお送りしている被保険者証）

1　私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
　心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（　　）
2　私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
　腎臓・膵臓・眼球・その他（　　）
3　私は、臓器を提供しません。
　（本人署名）　　（署名年月日）　／　／

○カード証（平成 23 年 4 月以降窓口で発行している被保険者証）

1　私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2　私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3　私は、臓器を提供しません。
　《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》
　【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
（署名年月日）　／　／
（本人署名）　　（家族署名）

① 自分の意思に合う番号に○を付けてください。
② 1 か 2 または両方に○を付けた方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。
その他の欄は、「すべて」、「使える組織」、「皮膚」、「心臓弁」、「血管」、「骨」などと記入することができます。
③ 署名年月日を記入してください。
④ 本人が署名してください。

■問い合わせ先　国保年金課国保係　☎ 72−2111 内線 424、425
または㈳日本臓器移植ネットワーク ☎ 0120−78−1069　ホームページ http://www.jotnw.or.jp